



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

イラン：核交渉の期限を11月24日まで延長することで合意

7月2日から19日、ウィーンでイランとP5+1による第6回イラン核協議が実施された。共同行動計画の履行期限である7月20日までに、包括的な最終合意に至るべく、二週間以上に渡る異例の長期交渉が実施されたが、一部の問題で合意に至らず、11月24日まで交渉期限を延長することとなった。

交渉期限の延長に伴い、1月から実施してきた共同行動計画の履行も継続することになった。イラン側は引き続き5%を超えるウラン濃縮を停止し、既に濃縮されたものは燃料化、あるいは希釈すること、欧米側は凍結されている未払いの石油代金28億ドルの段階的解除が求められる。(共同行動計画において双方に求められている内容の詳細については「イラン：P5+1との協議(11月20日から24日)における「第一段階」での合意(1)」『中東かわら版』No.227(2013年11月25日)をご参照ください)

報道によると、今回合意に至らなかったのは、ウラン濃縮活動の制限の期限(イラン側は7年、P5+1側は10年を主張)、遠心分離機による濃縮能力(イラン側は190,000基分、P5+1側は10,000基分を主張)について意見の対立が残ったためである。

評価

大方の見方通り、核交渉の期限は延長となった。今回の一連の交渉においては、双方が共同行動計画の履行に努め、イラン側はIAEAと積極的に協力するなど、信頼醸成は着実に進んでいると見られる。交渉の内容についても、イラン側がアラーク重水炉の設計の変更、起爆装置の情報をIAEAに提供するなど、一定の進展があった。

今後の包括的な最終合意に向けて、ウラン濃縮活動の制限の期限や、遠心分離機による濃縮能力の問題が残されているが、かつてはイランにウラン濃縮そのものを認めるかどうかを議論していたことから比較すると、十分に交渉可能な問題といえよう。他方、今回の報道では、弾道ミサイルの開発問題に言及しているものはほとんどなかった。これは欧米側が要求を取り下げたのか、または両者の隔たりが大きいため保留となっているのか、今のところ不明である。

イラン側は悪化する経済事情を抱え、米国は11月に中間選挙を控えている。双方ともに国内事情の問題から、いつまでも交渉を延ばし続けることはできない。11月に合意に至らなかった場合、更なる2、3カ月間の延長の可能性もありうるが、最終合意が結ばれる可能性は低くなっていくだろう。

(村上研究員)

©本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 公益財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799